

下水道接続のお願い

《下水道の目的》

きれいなまちに

家庭などからの汚水が下水道管に流れるので、家の周りに汚水がたまりません。そのためハエや蚊の発生・悪臭を防ぎ、水路の水質が改善されます。

美しい自然に

汚水を浄化してから放流するので、きれいな川や海を守ることができます。

さわやかな生活に

トイレを水洗化することで、清潔でさわやかな生活が送れます。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

《1日も早く接続を》

下水道管が布設され公共下水道を使用できるようになった地域(矢板・片岡地区の一部)は、次のことが義務付けられています。

- ・くみ取り式トイレは、使用できるようになった日から3年以内に水洗トイレにする。
- ・浄化槽で処理している場合でも、速やかに排水設備を設置し、公共下水道に接続する。

下水道が完成すると、皆さんのご家庭の生活排水を直接下水道に流すことができます。しかし、せっかくできあがった下水道も、各家庭に接続していただかないと地域一帯の生活環境の改善が進みません。1日も早い下水道への接続をお願いします。

問い合わせ/上下水道事務所 下水道班
☎(43)6214



募集「やいたブランド」

第5回 認証申請受付開始

市では、市内の優れた商品を対象に、「やいたブランド」の認証申請受付を開始します。

受付期間/7月1日(月)~7月31日(水)

申請方法/商工林業観光課にある申請書にて申請してください。申請書は市ホームページからも取得できます。

申請には一定の資格および要件が必要です。詳しくは市のホームページ、またはやいたブランド認証審査会事務局へお問い合わせください。

調査検討班委員

やいたブランド認証申請された商品を、ブランドとしてふさわしいか調査検討したり、PR方法などを検討する委員です。

募集期間/6月17日(月)~7月12日(金)

応募方法/商工林業観光課にある申請書にて申請してください。申請書は市ホームページからも取得できます。

応募資格/矢板市に在住、通勤、通学している高校生以上の方

募集人数/3人

報酬、手当など/なし

活動内容/年に1~2回、2時間程度の調査検討会議へ出席し、調査検討していただきます。申請数により、回数や時間などが変わることがあります。

申込・問い合わせ/やいたブランド認証審査会事務局
(商工林業観光課)
☎(43)6211
🌐http://www.city.yaita.tochigi.jp/

やいたブランド認証マーク

やいたブランド認証品には、このマークが記されます。このマークは、やいたの「や」の字をモチーフにし、品質を見守る「目」と、県内一の生産量を誇る「りんご」を取り入れ、波紋のように「やいたブランド」が広がり続けることをイメージしてデザインされています。

外国人住民の「住基ネット」「住基カード」の運用開始

7月8日(月)から、外国人住民の方についても住基ネットワークシステム(住基ネット)の運用が始まります。それに伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、7月8日から、ご本人へ住民票コードを通知します。ご希望の方は、住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受けることができますようになります。

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。
外国人住民に係る住民基本台帳制度について
🌐http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

自動交付機の停止について

外国人住民に係る住基ネットの適用に伴う作業のため、下記の期間は終日ご利用いただけません。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

日時/7月6日(土)・7日(日)
8:30~17:00

問い合わせ/市民課 ☎(43)1117

塩谷広域行政組合ごみ処理施設の都市計画に関する構想(素案)の縦覧と公聴会

構想(素案)の縦覧

期間/6月13日(木)~27日(木)
8:30~17:15

※土曜・日曜を除く

場所/都市建設課 市街地整備班
(市保健福祉センター2階)

公聴会

日時/7月17日(水) 19:00~

会場/片岡公民館コミュニティホール

※申し込みは必要ありませんので、直接会場までお越しください。

意見の申し出

構想(素案)について意見のある方は、意見書提出期間内に市長あてに意見申出書を提出の上、公聴会で意見を述べることができます。意見申出書は、期間内に提出先に到着するようお願いいたします。

期間/6月13日(木)~27日(木)

提出先/都市建設課 市街地整備班

意見申出書の様式は自由ですが、用紙は都市建設課市街地整備班にあります。

問い合わせ/都市建設課 市街地整備班
☎(43)6213

犬の飼い主の皆さんへのお願いです

1. 犬はつないで飼いましょう。
⇒放し飼いは禁止されています。大切な愛犬にとって、交通事故にあうなど危険がいっぱいですので、散歩の時も引き綱をつけてください。なお、室内や檻で飼う場合は、逃げ出さないよう戸締り・施錠を確実にしてください。
2. 「ふん」の後始末を守りましょう。
⇒散歩中にふんをした場合は、必ず持ち帰ってください。みんなが使用する道路・公園などの公共の場を汚さないようにしましょう。
3. 「犬の登録」と「狂犬病予防注射」を受けましょう。
⇒法律により、登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)が義務付けられています。

4. 不妊・去勢手術をしましょう。
⇒不幸な命を増やさないように守りましょう。なお、市では条件を満たした飼い犬(猫)の避妊・去勢手術等の補助をしています。(補助金には限りがあるため、年度内でも受付を終了することがあります)

☆犬の鳴き声などの苦情が多くなっていますので、適正なしつけのご協力をお願いします。

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755